

教員運動における「性役割」論争 に関する一考察

—家庭科教育をめぐる教員運動に焦点を当てて—

木村 松子

I. 問題の所在

戦後から近年まで我が国の高等学校家庭科教育は、その対象と履修形態をめぐる、教育諸組織・団体の運動と論争、改訂が40年以上続いた(表1参照)。家庭科男女共修の実現は、家庭科教育研究⁽¹⁾や女性史研究⁽²⁾で定説となっているように、1974年に発足した「家庭科の男女共修をすすめる会」(代表・市川房枝)が大きな役割を果たしたこと、そしてそこに「女子差別撤廃条約」の日本批准が絡み合っ、臨時教育審議会(1986年)を動かしたものと記述されてきた。しかし、その間の教員たちの状況や運動の経緯は語られず、十分な検討が行われてきたとはいえない。今日の家庭科未履修問題⁽³⁾や家庭科教育そのものへのバッシング⁽⁴⁾は、改訂をめぐる議論と意味理解の不十分さを物語っているといえる。

検討が不十分な理由の1つに、女性教員の声や運動が注目されてこなかったことがあげられる。家庭科教育改革の必要性や運動は主に女性たちのものであったが、多くの場合、男性主導の教育諸組織・団体の中にあつて女性状況の具体的様相が見えないのである。性役割の解消は教員にどのように理解され運動が進展したのか、男女共修への警戒や反対がどのようにおきたのかを理解するには、教員運動内部を具体的に知る必要がある。

本研究の目的は、家庭科教育に関する教員運動と、その中での「性役割」をめぐる論争に注目し、性特性論と性役割解消論さらに当時の女性解放論がどのように交錯し変化していったのかを、主に教員運動リーダーの言葉から明らかにすることである。

きむら・まつこ / 富山国際大学非常勤講師

キーワード / 性役割, 教員運動, 家庭科教育, 女子教育運動, 奥山えみ子

表1 高等学校家庭科と性特性論をめぐる諸組織・団体の動向(下線は筆者)

文部省関係審議会の答申・建議等	教育組織・団体	市民運動・教員運動
1947 『高等学校学習指導要領家庭科編(試案)』「大多数の女子がこの科を選ぶと思うが、女子全部の必須科目ではない」		
1949 『高等学校学習指導要領(家庭科編)』「女子は14単位必修させることが望ましい」		
1952	全国家庭科教育協会(ZKK)、高校家庭科の女子必修化を国会に請願	
1953	全国家庭科指導主事協会、高校家庭科女子必修化の見解	
1956 『高等学校学習指導要領(家庭科編)』「女子については、家庭科の4単位を履修させることが望ましい」	全国高等学校長協会家庭部会、家庭一般4単位女子必修を陳情 ZKK、家庭一般4単位女子必修を文部省に要望	
1957		日教組全国教研「家庭科分科会」の開始と混迷
1960 『教育課程審議会答申』「女子の特性にかんがみ、家庭生活の改善向上に資する基本的能力を養うため、家庭一般をすべての女子に原則として履修させるものとする」 『高等学校学習指導要領(普通教科家庭)』「女子について『家庭一般』2ないし4単位を履修させることが望ましい」		
1962 『中央産業教育審議会建議』「元来男女は、身体的、精神的にも異なるところがあるので、基本的には平等であるという基盤の上に立ちながら、それぞれの特性に応じた教育が必要である」		
1966 『中央教育審議会答申』「高等学校においては、普通科目についても、女子が将来多くの場合、家庭生活において独特の役割をになうことを考え、その特性を生かすような履修の方法を考慮する」		
1970 『高等学校学習指導要領(普通教科家庭)』「家庭一般は、すべての女子に履修させるものとし、その単位数は4単位を下らないようにすること」		
1974		「家庭科の男女共修を進める会」(代表 市川房枝) 日教組教育制度検討委員会(梅根悟)「現行家庭科廃止。家族・保育などは総合学習、男女共修」
1975		「国際婦人年をきっかけに行動を起こす女たちの会」教育分科会
1976		全国教研「女子教育問題」小分科会発足
1978 『高等学校学習指導要領』「家庭一般女子のみ4単位必修、男子の選択履修も可」		
1981	日本弁護士連合会意見書「男女差別をもたらす。男女共修が望ましい」	
1984 『家庭科教育に関する検討会議報告』「男女とも『家庭一般』を含めた特定の科目の中から選択必修」	全国高等学校長協会家庭部会「母性を育てる家庭科教育。女子のみ必修とする」	日教組「家庭科共学運動」開始「家庭科の男女共修を進める会」要望書
1985	全国高等学校長協会家庭部会「報告を聞いて残念。家庭科は女子にとって絶対必要」	日教組「男女共学の家庭科の構想」
1989 『学習指導要領・高等学校(普通教科家庭)』「家庭一般男女必修」		
1994 『家庭一般男女必修』実施		

出典：文部省『学習指導要領家庭科編(試案)』1947、『学習指導要領家庭科編高等学校用(試案)』1949、『高等学校学習指導要領 家庭科編』1956、『高等学校学習指導要領』1960・1970・1978、日本弁護士連合会「『高等学校家庭科の女子のみ必修』についての意見書」1981、全国高等学校長協会家庭部会「高等学校における家庭科教育の在り方について」1984、他は村田泰彦他「第2部資料編」『共学家庭科の理論』光生館、1986、pp.147-230、より筆者作成

II. 研究の方法

本研究は、性役割とその解消の理解の仕方や運動過程でのジェンダー関係とその相剋について、主にそのリーダーであった奥山えみ子の記述と語りから探っていく。

奥山は、1960・70年代に日教組女性部長（1962-1982）を務めた女性教員運動のリーダーである。21年間という長期間在任し、しかも運動の中で約40編の論文を記し、その後の回想を中心とする約20編のインタビューやシンポジウムの記録をもつ女性リーダーは他にはいない。これらの記述と筆者による約34時間のインタビューを分析・考察する。

これらの記録は、奥山自身が当初どのような女性解放論をもち、どのように性役割解消論へ移行したのか、どこから家庭科教育やカリキュラム改革への必要性を抱くようになったのかを理解する資料として重要である。さらに、当時の教員や講師・指導者たちの実像や、組織内のジェンダー関係を理解するうえできわめて貴重である。その他に、教員の発言や実践報告を記録している日教組教育研究集会記録も検討資料とする。

III. 「性役割」をめぐる議論の経緯

1. 家庭科教育をめぐる教員運動の実像

(1) 市民運動からの刺激

表1に示すように、高等学校学習指導要領は、1947年当初よりも1970年代に向けて性役割を強調していっていることがわかる。女子のみ必修の問題に対して、まず敏感に反応したのは市民運動である。市川房枝の呼びかけで1974年に発足した「家庭科の男女共修をすすめる会」は、マスコミにも登場して市民層に問題意識を広め⁽⁵⁾、1984年に文部大臣に手渡した要請署名は12,000人分に達していた⁽⁶⁾。1975年には、「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」が発足し、教育分科会のパンフレット等も出されていた⁽⁷⁾が、教員の反応は消極的だった⁽⁸⁾。奥山は、この点について次のように述べている。

今、民間レベルで「家庭科の男女共修をすすめる会」などの活発な動きもはじまっているが、何故そうしたことがもっと学校職場の中で騒がしくなっていないのであろうか。何故、もっと日本国中の女教師が、何とかすべきだという大声になり切れないのであろうか。あるいは、女教師自身余りにもそのことになかにとつぱりとつかりこんでしまっていて、さきの千葉の例のように問題意識にもなり得ない部分の方が大きいという事なのであろうか。もしそうだとすると、「国際婦人年」という鳴物入りの国連による呼びかけは、日本の女教師にとっても一つの警鐘の役を果たすことになるのかも知れない⁽⁹⁾。

1975年の国際婦人年世界会議において決定した10ヵ年世界行動計画は、教育計画、カリキュラムを男女平等の立場で検討し、政治、経済、社会、家庭生活などを、男女ともに

学ばせることを強調していた。奥山は、そのことに対する女性教員自身の自覚がまず必要であると考え、上記のような呼びかけを行ったのであるが、教員への批判を含むこのような強い口調は奥山には珍しいことである。しかし、奥山は、

やはり、私たち女教師の役割は、労働者として目ざめ、階級意識にたった思想性を基軸として、多くの婦人の連帯の場をつくり出すことであろうと思う⁽¹⁰⁾。

と続け、基軸は「階級意識にたった思想性」であるとしている。70年代の奥山は、国連が指摘する「性別役割分業の解消」を受け入れつつも、労働者の解放によって女性解放も実現するという社会主義女性解放論と道筋に変更はないとしていたことが指摘できる。

市民運動が、個々の政策課題ごとに賛同者を集めて起こす任意の運動であるのに対して、教職員運動は代表者による合意が必要であり、たとえ組織のリーダーであっても執行部等で合意されていない新たな課題を運動とするわけにはいかない。このような市民運動と国連の動向は奥山を刺激し、教職員組合としてどういう行動をとるべきか判断を迫られたが、男性はもとより女性教員自身の声も大きくならなかったのである。

(2) 家庭科分科会と女性教員の違和感

全国教育研究集会での家庭科教育分科会は、様々な問題を抱えて混迷し行きづまっていた。1957年、日教組教研が問題別分科会から教科別分科会へと移行したことによって、女性たちが主に参加する分科会が家庭科分科会となった。このため、同分科会は家庭科に関することのみならず、学校や家庭で受ける差別や仕事と家事の二重労働など女性たち自身がかかえる問題を発言する場となった。「高校家庭科女子のみ必修」の問題をはじめとして、他にも多くの課題を抱えた家庭科分科会の議論は混迷をきわめ、講師・助言者と参加教員との反目も生じた。現実の不平等状況から生まれる講師である男性への反感もある。女性教員・家庭科教員に当然とされる給食・清掃担当など校務分掌上の性別役割・家事的役割と地位の低さや家庭科軽視とが関連していることに対しても反感は生じていた。

組合として教育課程の自主編成を全教科が進めている中で、家庭科だけは進展せず、依然として職場の問題の訴えが続く状況は、教研講師団には「この立ち遅れた教科」⁽¹¹⁾と映っていた。1962年の家庭科分科会講師であり記録を執筆した古川原は、「家庭科分科会に対する原因不明の反感に妨げられて討論にならない」⁽¹²⁾と嘆いている。その背景には、指導者や講師が使用する言葉と理論が、集まった教員たちに共通認識されていないことから生ずるずれと、そこから生まれる分科会そのものへの疑問があった。

分科会講師によって頻繁に使われる共通認識が困難な言葉として、「労働」「労働力再生産」「技術」「社会化」がある。これらの家庭経済学用語には、その言葉を使用する学説が存在し、講師である古川自身の理論も関与してくる。古川は「家庭科は労働力再生産の技術教科だと定義できる」「各家庭で行われている労働力再生産労働は、もっと社会化されるべきである」「問題は独占段階に入りつつある資本主義の矛盾と、半封建的な家族制度

○全国教育研究集会「家庭科分科会」での発言の一部抜粋

「家庭4単位を女子のみに必修にするのは問題である。終戦後男女の教育機会均等、男女相互に尊重するのふうを促進する方針のもとに家庭科教育は進められてきたのにまたもや昔の男女の形態にもどされる。女子だけに必修にすることは家庭科は『女子のみのものなり』の観念を与えてしまう。女子必修にすれば永久に男子の家庭選択の道をふさぐことになる。男女必修にするか、前通り選択でよい。」(鳥取、1957年)

「家庭科教師が孤立している現実がある。婦人であることのために研修の時間を生み出すことがむずかしい。その上に教師であること、女であること、家庭科教師であること、が重複した劣等感として潜在する。」(1958年)

「女子が家庭科にどれだけ興味を示しているだろうか。中学校においても選択科目に家庭科をとるものはきわめて少ない。高等学校においても進学希望をもてないものが、やむを得ず取る、という傾向は決して弱いものではない。」(1959年)

出典：日本教職員組合「家庭科教育分科会記録」『日本の教育』1957～1959年より抜粋

の遺制である」⁽¹³⁾と捉え、分科会記録をまとめているが、家庭科教員には違和感があった。具体的な教員の発言は記録されていないが、古川の嘆きから教員たちの疑問が推量される。

「社会化」とは何か、何をどこまで社会化するのか。社会化されるべき家事をなぜ教える必要があるのか。本当に男女の特性は異なるのか、等の疑問が繰り返し出されていた。古川には、労働力再生産労働の社会化によって女性を家事労働から解放し、社会的労働を重視する社会主義女性解放論がある。奥山も同様に、女性解放にとって社会主義社会が理想であると考えていた。しかし、教員の方は、講師たちの家庭科教育論に違和感があり、必ずしも受け入れられない。分科会の参加者は、家庭科を女子の特性と考える教員から、家事の社会化を考える教員まで多様であった。

この全国教研が終わった後、家庭科の存在意味を問う本質論や教材論・指導論をめぐって、分科会講師・研究者・教師間で論争が起きている。1962・63年の2年間に10本の論文が『教育評論』(日教組機関誌)に掲載された。ボタン付けや雑巾作りの意味は何なのか、そもそも家庭科が教科として成立する教育学的根拠はあるのかという疑問があったのである。中央試案としてうちだした教科理論は、「家庭科は労働力再生産のための科学的法則をつかみ、社会のしくみの矛盾を認識し、克服する力を育てるもの」とし、「矛盾をかかえた家事労働の技能に習熟させることではない」とされたが、「子どもの完成の喜びや現行指導要領を無視できない」⁽¹⁴⁾という意見が強く、試案は全体のものにならなかった。

1974年に発表された日教組教育制度検討委員会(会長・梅根悟)の構想は、「現行の家庭科は廃止し、家族制度・家計・家族労働・保育などは総合学習においてとりあつかい、とうぜん男女共修となる」⁽¹⁵⁾というものである。村田泰彦の解説によると、この場合の家庭科廃止の教育学的根拠は、教科の成立を主要な文化価値を含む文化領域一言語・数学・科学・技術・芸術・体育など一に対応させる立場に立つため、独自の文化領域をもたない

家庭科が教科組織からはみ出るという判断によるものである⁽¹⁶⁾。また、村田は、家事の仕事に男女の個性差はないというクルプスカヤの総合技術教育の意味があることを指摘している⁽¹⁷⁾。しかし、この「現行家庭科廃止、総合学習で扱う」という構想は、翌年、村田らを助言者とする全国教研家庭科分科会で「容認できない」とされた。

男女共学の取組みを行う高校もすでにあったが、1973年、女子のみの家庭科必修が実施されると、家庭科分科会に集まる教師だけではそれに対峙する力に限界があった。男女共学が共通認識されても、それぞれの県に帰り学校に戻ると、他の教師には「男子も家事をする」ことへの関心は薄く、男女共学の議論は「組合運動だ」として校長の警戒を招くようになった。学習指導要領の改訂がない限り、個々の教師が実践しようとしても管理職や同僚の理解は得られず孤立を招きかねない。分科会の議論が他の教師に広がらず、翌年の発表にほとんど進展がみられなかった⁽¹⁸⁾。

2. 「性役割」の解消をめぐる議論

(1) 家庭科問題からカリキュラム問題への移行

奥山は、「学校でも家庭でも社会でも、女子は自立する人間としてではなく、家事、育児の担い手として再生産され続けている」という認識から、1974年、家庭科分科会とは別に、教育全体を見なおし自立教育を進めるための「女子教育問題」研究を始めた。

教育の見直しということは家庭科だけではだめだ。家庭科問題を婦人部の課題にしても間に合わないという認識があった⁽¹⁹⁾。

奥山は、一教科の問題でも家庭科教師だけの課題でもなく、すべての教師がすべての教科で教科書や教材、指導を見直し、女子教育の改善へ急がなければならないと考えた。奥山は、一番ヶ瀬康子らと「女子教育問題」研究を展開する中で、自立の柱は、経済的自立・生活的自立・精神的自立の3つの自立であり、生活的自立の力を育てるのは家庭科教育の役割であると考えようになった。すなわち、「家庭科は労働力再生産の技術教科」との捉え方から「男女の生活的自立の力を育てる教科」へと考えが変わっていった。しかし、教師の中には男子に家庭科を教えることに抵抗をもつ者もいた。

女子教育もんだいの中で、いち早く家庭科というのが俎上にのったんだけど、初めは共学についてもなかなか意志統一ができなかった。「なにも男の子にまで家庭科を教えなくても」というようなね。家庭科の先生の中にも抵抗のある人たちがいたりして⁽²⁰⁾。

奥山らは、1979年、研究情報誌『女子教育もんだい』を発刊し、刊行を続ける中で、社会主義婦人解放論に疑問を呈するフェミニズム論を学ぶことになる。例えば、『女子教育もんだい』No.9(1981年)は、「転機にたつ家族と家庭」を特集し、イリイチの「シャドウ・ワーク」論やラディカル・フェミニズムの理論を紹介した。執筆者の一人高良留美子は、「マルクス主義の家族理論は、社会と家庭とを真二つに分断してしまう傾向があり、

家庭の変化やそのなかでの女性の状況を、社会との関係でくわしく分析する方法と言語をもたなかった」「家庭責任担当者の面は無視して、社会的生産者としての面だけを強調し、労働者として扱うことしかしてこなかった傾向がある」と指摘している。労働組合・教職員組合も社会的労働を重視し、家庭責任を女性役割と考えてきたことが指摘された。

(2) 「やっかいな男子」問題

もう1つ、女性教員にとって家庭科男女共学を躊躇させる問題が男子生徒問題である。中学校家庭科教員の後藤己枝が次のように述べている。

「私も最初『家庭科の男女共学』を聞いたとき、びっくり仰天したものである。それほど中学校の男女共学には理解不足であった。また現実に中学校の生徒指導がいろんな面でむずかしいと感じている女教師も少なくないため、今まで指導したことのない男生徒を含めた学習指導に、家庭科教師がとまどう気持ちもよくわかる。(略)家庭科は女性の特性を生かす教科だと教え込まれてきた教育観が身にしみて、そこから抜けだすことができず、がんじがらめにされてしまっている」(『女子教育もんだい』No.5, 1980年)

家庭科教員の中には、日常、男子生徒から受ける不愉快さを感じていた者もいたのであるが、不愉快さの中には今日言われるセクシャル・ハラスメントも含まれていた。

(3) 「性別役割分業解消」への反感

1962年、家庭科分科会について「この立ち遅れた教科」と表現し、研究になっていないと評した春田正治は、家庭科分科会が一定の前進をみせた理由は、「何と云っても勤評、安保、学テなどの巨大な諸闘争の成果」⁽²¹⁾ だという。しかし、家庭科分科会で最も問題になり教師たちが行きづまっていたのは、家庭科の男女共学をめぐる考え方と共学を実現する道筋への合意だったが、これらに対して講師団が注目や関心を示すことはなく、具体的な対応もなかった。執行部が「性別役割分業の解消」という課題の意味を理解するまでには、奥山らによる説得と時間が必要であった。

執行委員会で私は「性別役割分業」、つまり男は社会、女は家庭というパターン化が、教育の内容になっていることが問題であると話しました。すると、会議が終わってから、男性執行委員の一人が、「奥山さん、ほんとうに女は家庭にいてはわるいのか。じゃ、うちの女房もわるいんだな」とまじめな顔で言うのです。そこで私は、「そんなことは言いません。これまでの教育で、女性は好むと好まざるとにかかわらず、家庭の役割を押しつけられてきた現実がありましたよね。これからの教育では、それを直したらどうかということなのです。これからの問題として考えることが、あなたにはできないのですか」といったのです。こうしたはげしい議論は何度も何度もやりました⁽²²⁾。

つまり、教職員組合運動そのものが性別役割分業を前提にしていたのである。例えば賃金要求は、他の労働組合と同様に男性世帯主が家族を養える賃金を要求したもので、家族賃金イデオロギーに基づいていた⁽²³⁾。

(4) 社会主義婦人解放論と国際婦人年「国内行動計画」との交錯

「平等」を推進する政府の「国内行動計画」(1977年)を批判する主張が、教育研究運動の講師や教員の中から出てきた。その中の一人嶋津千利世は、「国内行動計画」は「保護ぬき平等」を主張するもので、婦人労働者の足枷となる、と批判した。嶋津は、日教組教研集会「進路指導分科会」や「職場の民主化分科会」で長く講師を務めている。嶋津のような批判に対して奥山は、「批判している段階じゃない」とした。

1975年の国際婦人年のあたりから、差別撤廃、平等問題の全体的な問い直しが始まっていると思うんです。政府がつくった国内行動計画の批判も出ますが、批判をしている段階じゃない。さっき高田先生がいいことを言われたんですが、女たちは理屈じゃなく行動だと、その行動を何から起こさせていくのかということが、国際婦人年から新たな段階に入ったんじゃないか⁽²⁴⁾。

嶋津は、なぜ反対したのだろうか。嶋津は批判の内容を、「男女平等と母性保護論」⁽²⁵⁾(1978年)に発表した。嶋津が特にこだわったのは、『国内行動計画』の中の「固定的な男女の役割分担意識を見直す」という言葉である。嶋津は、まず「固定的な男女の役割分担」を封建的男女差別のことであると捉え、「今日の男女差別を古い封建的なものの残滓とのみ捉えんとするならば、いわゆる『高度成長』の時期を経た日本資本主義のもとでの反封建闘争における男女差別と捉えるということになり、疑問をもたざるをえない」とした。そして「実は男女の『固定的』な役割分担意識は今日の資本主義社会で育成される意識なのではないだろうか。深く検討を要する課題である」とした。意識を決定するのは社会構造であり、したがって資本主義社会が変革されなければならない、と捉えるわけである。

嶋津は、生理休暇や育児時間などの母性保護運動は、反封建の民主主義的要求運動であり、母性保護をおしすすめることは独占資本の「合理化」に反対する闘争の1つである労働時間短縮要求の範疇であると考えていた。女性労働者の運動は、「保護」運動が主流を占めるべきであり、「保護と平等」は社会主義社会においてはじめて実現する、としていた。嶋津にとって母性保護運動は、民主主義的・社会主義的目標を設定した階級闘争である。男女差別の発生と女性労働者の母性破壊の原因を資本主義搾取制度に求め、社会主義社会を展望し、労働者階級の解放によって女性の解放も実現すると考えた。

奥山も、同様の女性解放理論をもっていたが、すでに女性をとりまく状況は『国内行動計画』を批判する段階ではないように思われた。かといって、性別役割分業すなわちジェンダーに基づく社会の構成原理を批判し、それからの解放をめざす思想と行動であるフェミニズム理論を取り込んでもいない。そのため奥山は、「女たちは理屈じゃなく行動だ」と表現せざるを得なかった。「性別役割分業の解消」は理論ではなく、行動であると捉えた。

奥山がジェンダー概念をもち、その言葉を初めて使うのは1985年である。スコット・W.は、女性の役割や母性を強調し保護を求める過去の労働運動は、ジェンダーに注意を払ってこなかった。したがって、終息させたいと願っているはずの不平等を再生産しているにすぎない⁽²⁶⁾、と指摘している。

3. 国際批判と国内状況

(1) 同一 (same) カリキュラムか, 同等 (equal) カリキュラムか

女性差別撤廃条約の批准に際し, 我が国のカリキュラムにおける男女差 (技術・家庭科や高校女子のみ必修家庭科) がそれに抵触するのではないかが問題となり, 国際会議・国内会議で攻防が起きた。国際会議については, 1980年の「国連婦人の10年 中間年世界婦人会議」の本会議とNGOフォーラムの両方に参加した女性たちがそこで見聞きした情報を伝えている⁽²⁷⁾。日本政府は条約文作成審議の過程で, 「同一のカリキュラム (the same curricula)」という条文に対して「同一 (same) 又は同等 (equal) のカリキュラム」という修正案を持ち込んだこと, この修正案は第三世界の人々に “Separated but Equal” は差別の常套手段だと反対された結果否決されたこと, など, 報告会を開いて情報交換している。政府はこの世界婦人会議で行われた「女性差別撤廃条約」の署名式後も「条約中の『同一の教育課程』(第3部第10条(b))は男女の特性に応じた教育までも排除するものではない。新学習指導要領を改訂しなければならないとは思えない」という姿勢だった⁽²⁸⁾, という。

一方, 国内会議については喜多明人が, 1981年の参議院決算委員会の様子を伝えている。文部省は, 技術・家庭科や高校女子のみ必修家庭科は条約の許容範囲であると主張したのに対し, 外務省は「条約上許容すると考えることは無理と考える」(外務省・小西企画調整課長)と答弁している⁽²⁹⁾。国際・国内会議の場で批判を受けながら, 政府が「女の家庭役割」を堅持しようとしたのはなぜなのだろうか。1975年の国際婦人年を契機に, 男女平等の気運は確かに高まってきた。もし, 多くの女性が, 結婚・出産後も働く権利を主張し働き続けるようになると, 乳幼児保育施設や老人福祉施設の増加, 育児休業制度 (育児休業法の制定は1992年), 平等な年功賃金等が求められるが, 男女平等を支える社会制度・雇用体制は整っていない。オイルショック後の経済危機に立ち向かうためには, 「自助努力」「日本型福祉」路線と女性のパートタイム雇用が必要であった。1975年, 自由民主党政務調査会・文教制度調査会は森戸辰男の講演会『明日の教育を考える』を企画し, 性特性論の強調を確認している。1979年, 同党の各調査会は「家庭基盤の充実に関する対策要綱」, 「乳幼児の保育に関する基本法 (仮称) の制定」を発表した。性別役割分業は日本型福祉やその下での雇用政策が成り立つための前提条件であったといえる。

これに対して, 1980年, 「国連婦人の10年・中間年日本大会実行委員会」の女性団体・労働組合48団体は, 総意として「家庭の日制定反対, 家庭基盤充実策を男女の役割分担の固定化につなげない」を決議している。これに関連して奥山は, 次のように述べている。

いうまでもなく, こうした一連の動きは, 中教審が, 女子の特性に依拠して, 「女は産む性であるから家庭責任の主役たれ」とする女づくり教育を存続し, また, それに関連して, 女子の労働は結婚までの若年期と, 子育て後の中高年期に, 臨時またはパート雇用で, とする労働政策とが, 一連のものとして継続していることを裏づけている。この中で, いまなお「女は家庭」

指向の女子が再生産されつづけているのである。

私たちが、教育現場や地域ですすめている、女子に男女平等たりえる内実を育てるための「女子教育問題」研究は、こうした「女は家庭」の女づくり教育を見直し、女子の経済的自立の力を育て、男女が、家庭でも社会でも、平等に協力し合って生きていくことのできる未来を展望するものである⁽³⁰⁾。

教育関係の諸組織も、依然として「女子のみ必修」を強調した。それを最も強く主張してきた全国高等学校長協会は、1984年、その根拠として、家庭科教育の意義は「母性を育てる教育である」ことを第1にあげた⁽³¹⁾。さらに、全国家庭科教育協会、全国高等学校PTA連合会も「女子のみ必修」の立場であった。一方、日本弁護士連合会は、共学を提言している⁽³²⁾。このような対立した状況下で、家庭科教師が授業実施にあたって、学校・生徒・保護者の間で板挟みになる場面も起きていた。

(2) カリキュラム課題としての議論の弱さ

日教組としての運動は、市民運動より10年遅れて1984年「家庭科の男女共学・必修」要求署名運動が実施され、その10年後の1994(平成6)年に高校家庭科「男女必修」は開始される。2007年の「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)をみると、「夫は外、妻は家庭」という固定的な考え方に反対する人が52%となり、1979年(賛成72.5%、反対20.4%)からの調査以来初めて過半数となっている⁽³³⁾。全面実施されてから10年以上におよぶ男女共学・必修教育の一定の成果とも考えられるが、実際には家事(食事の支度)を妻が受け持っている割合は85%、社会全体の男女の地位については、「男性が優遇されている」と答えた人が73%にのぼり、不平等観は依然として強い。

その一要因としては朴木佳緒留が指摘するように、性役割の解消がカリキュラム問題という了解の仕方でも広く議論されなかったことがあげられる。家庭科問題として片づけられたために、教員を含め社会全体がその理念を探究する時間や機会がないまま今日まできている面がある⁽³⁴⁾。これは、文部省をはじめとする権威ある教育諸組織や教育委員会担当者、管理職等が改訂反対の立場であったことが関与していることも考えられる。性役割解消の意味の理解が、一教科とその担当者にとどまっている可能性があるといえる。

IV. 結 語

高等学校家庭科教育を中心としてカリキュラムにおける性役割イデオロギーとその解消論との交錯過程を、女性教員運動のリーダーであった奥山えみ子の記録や語りを中心資料として検討してきた。本論文が明らかにしたこととして、次の2点をあげることができる。

1点目は、文部省・教育委員会・学校や教育諸組織が性別役割分業の解消に向かう家庭科男女共学に警戒や抵抗を示していたが、教職員組合内でも同様の警戒や抵抗があったことである。その理由として、日教組全国教研講師や執行部がもつ組合運動論や女性解放論

の中に、性役割イデオロギーが組み込まれていたことを指摘した。これらの運動論・解放論に、国連方針やフェミニズム論が交錯し、変化を起こしていった様相を明らかにした。

2点目は、家庭科教育改革やカリキュラム全体への見直しに対する警戒や抵抗は、実はジェンダー間の相剋でもあったということである。性別役割分業は、男女の上下関係(ジェンダー順位)を生み出し維持する社会規範であったため、その解消を要求することは既存の秩序への挑戦を意味する。国際的な動向に連動した国内での性役割見直しの運動に対して起きてきた抵抗は、このジェンダー順位を維持しようとする組織や男性がもつ支配的男性性⁽³⁵⁾からきていたともいえるのではないだろうか。

【註】

- (1) 鶴田敦子『家庭科が狙われている』朝日新聞社, 2004, p. 127.
- (2) 鹿野政直『現代日本女性史 フェミニズムを軸として』有斐閣, 2004, pp. 84-90.
- (3) 2006年12月13日文部科学省調査。調査対象は「今年度、履修漏れがあった」と申告した46都道府県の公立と私立663校。履修したように見せかけた「偽装」が家庭科では74校あった。
<http://www.asahi.com/special/061027/ky200612130280.html>
- (4) 鶴田敦子, 前掲書(1), 2004参照。
- (5) 半田たつ子「家庭科の男女共修運動は、女性解放に、どんな役割を果たしたか」日本婦人問題懇話会『会報No.45 特集 いま、女性の運動は』1986, pp. 18-21.
- (6) 村田泰彦・一番ヶ瀬康子・田結庄順子・福原美江共著『共学家庭科の理論』光生館, 1986, p. 229.
- (7) 駒野陽子「雇用の男女平等を求めて」日本婦人問題懇話会『会報No.45 特集 いま、女性の運動は』1986, pp. 27-44.
- (8) 和田典子「男女共修の家庭科教育」一番ヶ瀬康子・奥山えみ子編『婦人解放と女子教育』勁草書房, 1975, p. 167.
- (9) 奥山えみ子「国際婦人年を迎えて 改めて婦人部活動のあり方を問う」日本教職員組合『教育評論』1975, p. 28.
- (10) 奥山えみ子, 同上論文, 1975, p. 28.
- (11) 春田正治「講師団感想」日本教職員組合『日本の教育』第11集, 国土社, 1962.
- (12) 古川原「家庭科教育」日本教職員組合『日本の教育』第11集, 国土社, 1962.
- (13) 古川原, 同上論文, 1962.
- (14) 伊藤富美代「家庭科教育の内容と実践」日本教職員組合『教育評論』1963年2月, pp. 61-63.
- (15) 教育制度検討委員会・梅根悟編『日本の教育改革を求めて』勁草書房, 1974, p. 132.
- (16) 村田泰彦「家庭科教育の問題性」一番ヶ瀬康子・奥山えみ子編『婦人解放と女子教育』勁草書房, 1975, p. 60.
- (17) 村田泰彦, 同上論文, 1975, p. 80.
- (18) 木村松子によるインタビュー, 2007年8月3日16:00~18:00, 場所: 奥山えみ子自宅(鹿児島県鹿児島市小川町)
- (19) 奥山えみ子「座談会女性部のたたかひの原点とこれから」日本教職員組合女性部『日教組女性部50年のあゆみ』2002, p. 74.
- (20) 奥山えみ子編著『対話 女子教育もんだい入門 自立を育てるために』労働教育センター, 1993, p. 9.
- (21) 春田正治, 前述論文(11), 1962.
- (22) 齊藤茂男「歴史をジェンダーで読む④ 奥山えみ子さんに聞く 日教組・婦人部(女性部)のたた

かい②」『女も男も』1999, p. 50.

- (23) 木村松子「公務員制度確立期の教育職賃金観に関する一考察—ジェンダーの視点による再検討—」日本学校教育学会『学校教育研究』2002, pp. 86-101.
- (24) 奥山えみ子司会「座談会 日教組婦人部30年の歴史の上に」『教育評論』7月, 1977, p. 33.
- (25) 嶋津千利世「男女平等と母性保護論」嶋津千利世他編『現代の婦人労働 第2巻 男女平等と母性保護』労働旬報社, 1978, pp. 12-39.
- (26) Scott, J. W. *Gender and the Politics of History*, New York: Columbia University Press, 1988.
[邦訳] スコット・J・W / 荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』平凡社, 1992, pp. 109-110.
- (27) 芦谷薫「世界は動き, 女は動く, どこに向かって? 80年女の集会 PART II に出席して」『季刊女子教育もんだい』No.6 冬, 労働教育センター, 1981, p. 130.
- (28) 芦谷薫, 同上論文, 1981, p. 132.
- (29) 喜多明人「女子の平等に教育をうける権利」国民教育研究所編『国民教育⑥ 女子教育読本』労働旬報社, 1983, p. 55.
- (30) 奥山えみ子「婦人差別撤廃条約と女子教育の課題」国民教育研究所編『別冊国民教育⑥女子教育読本 婦人差別撤廃条約を中心として』労働旬報社, 1983, pp. 2-3.
- (31) 全国高等学校長協会家庭部会『高等学校における家庭科教育の在り方について』1984年5月。村田泰彦他「第2部資料編」『共学家庭科の理論』光生館, 1986, p. 170.
- (32) 村田泰彦「第9分科会 家庭科教育基調提案」日本教職員組合『第31集 日本の教育』一ツ橋書房, 1982.
- (33) 内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』2007年9月29日発表。全国の成人男女5,000人を対象に2007年7-8月に面接で実施。3,118人から回答を得た。『新潟日報』2007年9月30日。
- (34) 朴木佳緒留『ジェンダー文化と学習 理論と方法』明治図書, 1996, p. 121.
- (35) Skelton, C. *Schooling the Boys*, Open University Press, 2001, pp. 49-53, Whitehead, S. M. and Barrett, F. J. *The Masculinities Reader*, Polity Press, 2001.